

学校だより

長崎市立香焼小学校【第20号：令和4年11月28日発行】文責：校長 黒岩敏博

「笑顔いっぱい 元気いっぱい やる気いっぱい」

～気力・体力・学力の3つの力持ちになろう チーム香焼 やればできる伸びる～

㊦心と体を鍛える子 ㊦うんと努力し頑張る子 ㊦優しく助け合う子 ㊦行事や授業で力を発揮する子

いよいよ12月です。

1年間の中で一番長い2学期もいよいよ最後の月を迎えようとしています。2学期の中頃は運動会などの行事が集中しましたが、行事を通して子ども達は「育った」と感じています。これも保護者の皆様のご理解とご協力のおかげです。ありがとうございます。

無事に2学期を終えることができるように、今後ともご協力をお願いいたします。

12月の主な学校行事等について（諸事情により変更の可能性はあります。）

※下校時刻が変更になっている場合などにご留意ください。

- ☐ 1日(木)：おはなしこんにちは（1・5・6年） ネットワークパトロール
- ☐ 5日(月)：なかよし集会（人権）
- ☐ 6日(火)：全学年弁当の日（通常日課）
ALT（5・6・2年） EEI（3・4年）
委員会活動（15：20～16：05）
- ☐ 7日(水)：6年社会見学（長崎市歴史博物館・長崎市図書館）
- ☐ 16日(金)・19日(月)・20日(火)・21日(水)
★短縮5時間日課 ※下校時刻（全学年14：30頃）
- ☐ 20日(火)：ALT（5・6・1年）
- ☐ 23日(金)：第2学期終業式 ※下校時刻（全学年11：55頃） ※給食なし

人権週間です。【12月4日（日）～12月10日（土）】※法務省のHPから抜粋

<人権週間が設定された経緯や目的>

昭和23年（1948年）12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、昭和24年（1949年）から毎年、人権デーを最終日とする1週間（12月4日から12月10日）を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関及び団体と協力して、全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

しかし、今なお、いじめや児童虐待、インターネット上の人権侵害、感染症や障害等を理由とする偏見や差別、ハンセン病問題など、様々な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動を取ることが大切ではないでしょうか。

本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、様々なメディアを利用して、全国各地で集中的に人権啓発活動を行います。

この機会に、人権について改めて考えてみませんか？

<啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～『誰か』のこと じゃない。』の趣旨>

新型コロナウイルス感染症を克服するには、偏見や差別の問題とも向き合わなければなりません。近時は、ワクチン接種の有無に関係した人権問題も発生しています。不安な気持ちは、誰もが持っています。感染症に関する正しい知識を踏まえ、引き続き、偏見や差別の解消に向けた啓発にしっかりと取り組みます。

インターネット上での誹謗中傷や、差別を助長するような情報の発信は、いまだ後を絶たず、SNS上でのいじめも社会問題となっています。携帯電話会社等と連携した人権教室の実施や、デジタルネイティブといわれる身近にインターネットがある環境で育った世代の声を積極的に取り入れることなどにより、インターネット利用のルールとマナーに関する効果的な啓発活動を行います。

これまで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、体験型の人権教室などの各種人権啓発活動を通じて、「心のバリアフリー」を推進してきました。この取組などを通じて築かれた共生社会の礎を、レガシー（後世に遺すべき有形・無形の財産）として継承し、持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現を更に目指します。

このように、様々な人権課題が依然として存在していますが、これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係のないこと」ではありません。法務省の人権擁護機関では、本年度も、人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、「『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動重点目標に掲げ、受け手を意識した啓発内容の工夫や、ウィズコロナの生活、技術の進歩などの社会情勢を踏まえたICT等のデジタル技術の活用、企業による人権尊重への取組に対する支援など、各種の人権啓発活動を幅広く、効果的に展開します。